

平成 27 年清瀬市議会第 4 回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議決日 結 果
議 案 第 65 号	平成 27 年度清瀬市一般会計補正予算（第 2 号）	<p>補正前の歳入歳出総額 28,889,514千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 29,049,327千円</p> <p>歳入総額 159,813千円</p> <p>主なもの</p> <p>国庫支出金 37,310千円</p> <p>都支出金 60,561千円</p> <p>繰入金 61,742千円</p> <p>歳出総額 159,813千円</p> <p>主なもの</p> <p>総務費 3,139千円</p> <p>民生費 143,468千円</p> <p>農林業費 1,197千円</p> <p>消防費 6,579千円</p> <p>教育費 5,430千円</p>	12月18日 可 決
議 案 第 66 号	平成 27 年度清瀬市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	<p>債務負担行為の補正</p> <p>クレア市営駐車場防犯カメラ等増設工事</p>	12月18日 可 決
議 案 第 67 号	清瀬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の段階的な施行に伴い、番号法第 9 条第 2 項、第 19 条第 9 号及び同条第 14 号の規定に基づいて特定個人情報の利用、照会及び提供等の規定を定める必要があるため、新たに条例を制定するものです。</p> <p>主な規定の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 番号法で規定する事務以外に特定個人情報を利用できる事務を規定します。 2 番号法に規定する事務以外の独自利用事務の執行において、特定個人情報が利用できる範囲を規定します。 3 他市との情報連携を規定する番号法別表第 2 の範囲内において、必要に応じて同表に定める事務及び特定個人情報を同一実施機関（市長は市長部局内において、教育委員会は教育委員会部局内において）において利用できるよう規定します。 4 同一実施機関において利用する番号法別表第 2 の事務に係る特定個人情報のほかに、必要に応じ 	12月18日 可 決

		<p>て特定個人情報を上乗せして同機関が利用できる よう規定します。</p> <p>5 番号法に規定されない独自利用事務において、 特定個人情報を利用し、かつ、特定個人情報と同 一の情報を含む書面の提出義務が条例等で規定さ れているときは、書面の提出義務を免除するよう 規定します。</p> <p>6 教育委員会の事務において、市長が必要に応じ て保有する特定個人情報を提供できるよう規定し ます。</p>	
議 案 第 68 号	清瀬市非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例の一部を改 正する条例	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金 保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第 63号）、いわゆる年金一元化法の去る10月1日 の施行により、市職員が加入する共済年金制度は厚 生年金制度に統一されました。</p> <p>これにより、非常勤の職員の公務災害補償を適用 するにあたって、厚生年金保険法の障害年金と、傷 病補償年金又は障害補償年金が同一の理由により支 給される場合、また、国民年金保険による障害基礎 年金と、傷病補償年金又は障害補償年金が同一の理 由により支給される場合の年金の支給調整率を改め る必要があるため、一部改正するものです。</p>	12月18日 可 決
議 案 第 69 号	清瀬市国民健康保険税条例の一 部を改正する条例の一部を改正 する条例	<p>市民個々の国民健康保険税額を算定するうえでの 根拠となる所得割額の算定基準について、この規定 を一部改正する施行日を改める必要があることから 改正するものです。</p> <p>併せて、これら関係する一部改正を、平成29年 度以後の国民健康保険税から適用するよう規定しま す。</p>	12月18日 可 決
議 案 第 70 号	清瀬けやきホールの指定管理者 の指定について	<p>清瀬けやきホールの設置の目的をより効果的に達 成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管 理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法（昭和22年法律第67 号）第244条の2第6項の規定により、指定管理 者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者の候補者の名称及び事務所の位置</p> <p>名 称 アクティオ株式会社</p> <p>所在地 東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階</p>	12月18日 可 決

		<p>2 指定期間</p> <p>平成28年4月1日から平成33年3月31日まで</p>	
議案 第71号	清瀬市下清戸集会所の指定管理者の指定について	<p>清瀬市下清戸集会所の設置の目的をより効果的に達成するため、地域団体を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者の候補者の名称及び事務所の位置 名 称 下清戸地区自治会 所在地 東京都清瀬市下清戸五丁目862番地</p> <p>2 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで</p>	12月18日 可 決
議案 第72号	清瀬市立駅前乳児保育園の指定管理者の指定について	<p>市立駅前乳児保育園の設置の目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者の候補者の名称及び事務所の位置 名 称 社会福祉法人 千曲会 所在地 埼玉県新座市新堀一丁目8番11号</p> <p>2 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで</p>	12月18日 可 決
議案 第73号	清瀬市立清瀬金山緑地公園の駐車場の指定管理者の指定について	<p>市立清瀬金山緑地公園の駐車場の設置の目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者の候補者の名称及び事務所の位置 名 称 タイムズ24株式会社 所在地 東京都千代田区有楽町二丁目7番1号</p>	12月18日 可 決

		<p>2 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで</p>	
議案 第74号	平成27年度清瀬市一般会計補正予算(第3号)	<p>人事異動に伴う職員人件費の増減額を補うため、予算の増額及び予算科目の移行等の措置が必要となることから、一般会計補正予算を調製するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 補正前の一般会計予算総額 29,049,327千円 2 補正予算額 1,020千円 3 補正後の一般会計予算総額 29,050,347千円</p>	12月18日 可決
議案 第75号	平成27年度清瀬市介護保険特別会計補正予算(第2号)	<p>人事異動に伴う職員人件費の増額を補うため、予算の増額措置が必要であることから、介護保険特別会計補正予算を調製するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 補正前の特別会計予算総額 6,313,462千円 2 補正予算額 15,000千円 3 補正後の特別会計予算総額 6,328,462千円</p>	12月18日 可決